

第4章 人と自然を思いやる安全安心な生活環境づくり

4-1. 環境保全

■現状と課題

地球温暖化に伴う気候変動や生態系への影響など、地球環境問題が深刻化する中で、将来世代へ継承できる持続可能な社会の形成が強く求められています。また、東日本大震災と福島第1原子力発電所の事故を契機として、省エネルギーへの意識と再生可能エネルギーの重要性が一層高まっています。

本市は、県立自然公園に指定される御所山（船形山）をはじめ、ブナの自然林、白鳥が飛来する徳良湖、鉄魚が生息する若畑沼、ホテルの飛び交う水辺など豊かで多様な自然環境を有しています。

本市ではこれまで、平成23年3月に改訂した「尾花沢市環境基本計画」等の指針に基づき、自然の保全をはじめ、環境保全に関する啓発活動や環境教育、水質汚濁等の公害の防止対策などを進めてきました。

また、尾花沢市新エネルギー推進会議において地域資源を有効活用したエネルギー開発について検討を行ってきたほか、雪の冷熱エネルギーを活用した冷房設備や農産物等の保冷設備の実証試験、商店街と連携したマイバッグ持参運動の推進など様々な環境保全施策を展開してきました。

さらに、「花と緑のまちづくり推進プラン」に基づき、花にこだわったまちづくりを推進しており、本町地区で実施している植栽、草取り作業等のボランティア活動「花のかけはし事業」をはじめ、市内の各地区で快適で潤いのある花いっぱい生活環境づくりに取り組んでいます。

こうした環境・エネルギーに関する取組みは、快適な生活環境づくりや市の魅力の向上につながるものとして、これまでの取組みを継承・発展させながら、多面的な環境・エネルギー施策を総合的に推進していく必要があります。

■主要施策

(1) 環境保全意識の高揚

- ① 広報・啓発活動をはじめ、学校教育、生涯学習における環境教育を推進し、市民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ② 広報・啓発活動を通し、水源かん養など私たちの暮らしを支える原生自然林の保護に関する意識の高揚に努めます。

(2) 環境保全活動の促進

- ① 環境美化活動やホテルの水辺再生活動など、市民や地域での自主的な環境保全活動を支援します。

- ② マイバッグ持参運動、アイドリングストップ運動など、環境にやさしいライフスタイルの推進に努めます。

(3) 省エネルギー・新エネルギー施策の推進

- ① 雪の冷熱エネルギーの活用について、市内における利雪設備の導入事例紹介や、再生可能エネルギー設備導入への支援を行い、普及に努めます。
- ② 再生可能エネルギーのメリットやデメリット、導入事例や支援制度などを紹介し、環境負荷の少ない新エネルギーの導入に関する検討を進めます。

(4) 地球温暖化防止対策の推進

- ① 地球温暖化防止対策として、行政自らが率先して地球温暖化防止対策の実践活動に取り組みます。
- ② 家庭や事業所における地球温暖化防止対策の啓発を図るとともに実践活動を促進します。

(5) 公害環境調査の実施

- ① 水質汚濁や騒音・悪臭・振動などの公害に対する定期的な公害環境調査のほか、放射線量、放射性物質やPM2.5の測定を継続して実施し、監視と未然防止を図ります。

(6) 花にこだわる美しい景観づくり

- ① 各地区での花の植栽活動をはじめ、市民が主体となった緑化活動、花植栽活動を支援します。
- ② 美しい景観づくりに向けた花のかけはし事業について、市民との協働のもとに進めます。

■市民の役割

- 自然環境に対する認識を深めます。
- 省資源・省エネルギーの取組み、新エネルギーの利用など、環境への負荷の少ない生活に取り組みます。
- 河川・道路の清掃活動など、各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めます。

4-2. 環境衛生

■現状と課題

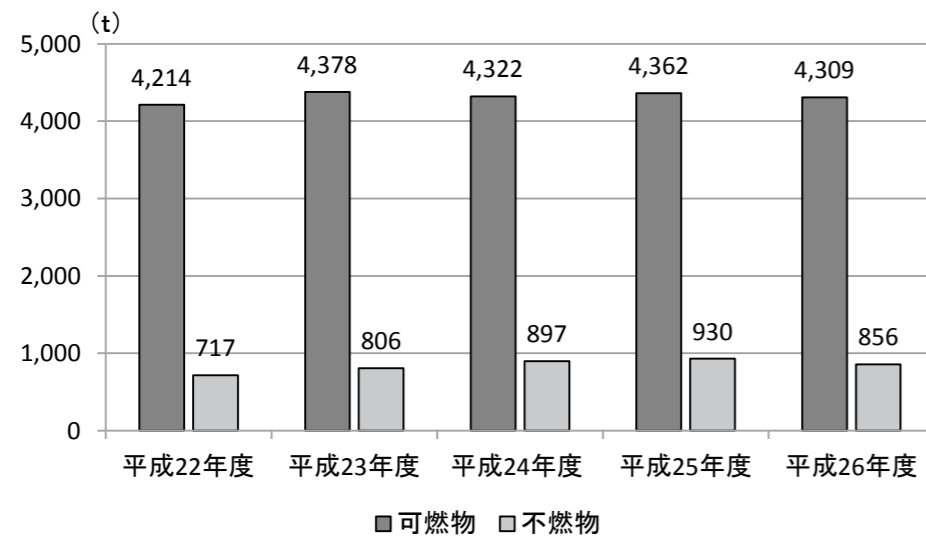
これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会・経済活動や生活様式を根本的に見直し、再利用や再資源化などを推進することにより、環境負荷の少ない循環型社会の形成を進めていくことが急務となっています。

本市のごみ処理・し尿処理は、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の環境衛生センターで実施しています。大石田町と連携し、環境衛生センターのガス化溶融炉の整備を行うなど処理体制の充実を進めてきたほか、し尿処理施設の整備、リサイクルプラザでの再資源化、生ごみ減量容器（コンポスト）購入補助など、ごみの減量化やリサイクルを進めています。

また、不法投棄防止監視員を各地区に配置して、不法投棄防止に努めています。

今後も循環型社会の形成を進めるため、ごみ処理・リサイクル体制の充実に積極的に取り組んでいく必要があります。

ごみ搬入の状況



※各年度末現在

資料：尾花沢市大石田町環境衛生事業組合

■主要施策

(1) ごみ処理体制の充実

- ① 広報・啓発活動の推進により、市民のごみ分別の徹底を促進します。
- ② 環境衛生センターの適正運営・管理など、尾花沢市大石田町環境衛生事業組合によるごみ処理体制の維持・充実に努めます。

(2) リサイクルの推進

- ① 広報・啓発活動の推進をはじめ、生ごみの堆肥化や資源の集団回収の促進等を通じ、ごみを出さないライフスタイルへの転換を促します。
- ② リサイクルプラザの適正な運営・管理や市民主体のリサイクル活動の促進など、ごみの再資源化の取組みを進めます。

(3) ごみの不法投棄対策の推進

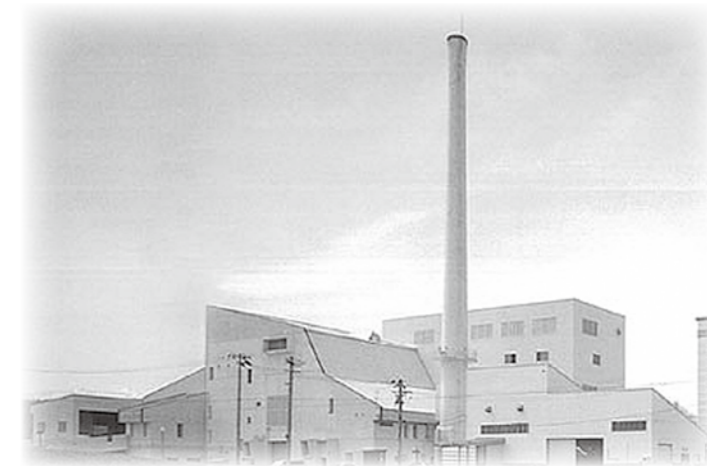
- ① 市民一斉クリーン作戦の実施や広報・啓発活動の強化など市民の環境保全意識の高揚に努めます。
- ② 不法投棄防止監視員との連携のもと、パトロールの実施による未然防止、のぼり旗・看板の設置、早期発見、適正処理に努めます。

(4) し尿等処理体制の充実

- ① し尿及び浄化槽等汚泥を合わせて処理し、資源回収（助燃剤化）を行う汚泥再生処理センターの整備を図り、処理体制の充実に努めるとともに循環型社会の形成に寄与します。

■市民の役割

- リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組めます。
- ごみ収集所の管理に協力します。
- 不法投棄の防止に向け、地域で協力します。



尾花沢市大石田町環境衛生事業組合のごみ焼却施設

4-3. 水道

■現状と課題

水道水の供給は、人々の生活に直結し、快適で健康な暮らしを確保するために1日も欠くことのできないものです。

本市の水道は、上水道と簡易水道によって水の供給が行われています。

これまで、安全な水道水の安定供給に向けて、水源の確保や浄水場の整備、老朽管等の更新などを行ってきました。

また、平成23年度に「尾花沢市水環境保全条例」を制定し、市民共有の貴重な財産である水環境のさらなる保全に向けて、水源かん養に資する山林の適切な管理、保全及び水源域の良好な環境保全に努めています。

今後も、施設の耐震補強や配水管の更新をはじめ、老朽化等に対応した施設整備を進めていくとともに、水道事業の健全運営を図り、安全・安心な水の安定供給に努める必要があります。

上水道の状況

年度	行政区域内 人口 (A)	給水区域内 人口 (B)	計画給水 人口 (C)	現在給水 人口 (D)	行政区域内 人口に対す る普及率 (D/A)	給水区域内 人口に対す る普及率 (D/B)
平成22年度	19,291	11,886	13,178	11,715	60.7	98.6
平成23年度	18,899	11,724	13,178	11,568	61.2	98.7
平成24年度	18,496	11,525	13,178	11,443	61.9	99.3
平成25年度	18,083	11,303	13,178	11,213	62.0	99.2
平成26年度	17,662	11,060	13,178	10,981	62.2	99.3

※各年度末現在（単位：人・％）

簡易水道の状況

年度	行政区域内 人口 (A)	給水区域内 人口 (B)	計画給水 人口 (C)	現在給水 人口 (D)	行政区域内 人口に対す る普及率 (D/A)	給水区域内 人口に対す る普及率 (D/B)
平成22年度	19,291	7,405	8,915	7,345	38.1	99.2
平成23年度	18,899	7,175	8,915	7,119	37.7	99.2
平成24年度	18,496	6,965	8,435	6,911	37.4	99.2
平成25年度	18,083	6,780	8,435	6,730	37.2	99.3
平成26年度	17,662	6,602	8,435	6,553	37.1	99.3

※各年度末現在（単位：人・％）

■主要施策

(1) 水源の確保

- ①安定的な水道水の供給に向けた災害対策として、新たな水源の調査を実施します。
- ②水環境の保全に向け、重要水源林を確保します。

(2) 水道施設の整備

- ①施設の耐震補強を含めた老朽化への対応をはじめ、災害に強い水道施設の整備を推進します。
- ②石綿管及び老朽管の更新を図ります。
- ③浄水処理の充実等を進め、水質管理体制を強化します。

(3) 水道事業の健全運営

- ①施設の管理体制の充実や維持管理経費の節減、水道事業の健全運営に努めます。

■市民の役割

○節水に努め、水資源の維持に取り組みます。



尾花沢市簡易水道 鶴子浄水場

4-4. 下水道等

■現状と課題

快適で住みよい居住環境づくりと河川等の公共用水域の水質保全を図るため、下水道等の整備が急がれています。

本市では、生活排水処理計画に基づき整備区域や整備目標を定め、市街地を中心に公共下水道事業を、銀山地区では特定環境保全公共下水道事業を、牛房野地区、毒沢地区、宮沢西部地区では農業集落排水事業を、その他の地区では合併処理浄化槽を、それぞれ経済性や地域性を勘案しながら計画的に実施しています。

こうした下水道等の整備は、きれいな水環境の保全と快適な環境づくりに欠かせないものであり、今後も費用対効果をもとにした適正な整備手法の選択による未普及地区の解消に努める必要があるほか、下水道事業の健全運営を維持しながら、今後必要とされる施設維持管理を計画的に実施し、下水道接続率の向上に努めていく必要があります。

生活排水処理施設普及率

区分	処理人口 (百人)	普及率			合計 (①+②+③)
		下水道 ①	農業集落排水 施設等②	浄化槽 ③	
尾花沢市	126	29.3	9.6	32.5	71.4

※平成 26 年度末 (単位：%)

■主要施策

(1) 公共下水道事業の推進

- ① 厳しい財政状況等を勘案し、コスト縮減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。
- ② 施設の管理体制の充実や維持管理経費の節減を図り、下水道事業の健全運営に努めます。
- ③ 公共下水道への未接続者の早期接続を促進します。

(2) 農業集落排水事業の促進

- ① 農業集落排水処理施設への未接続者の早期接続を促進します。
- ② 農業集落排水処理施設の適正な維持管理に努めます。

(3) 合併処理浄化槽の設置促進

- ① 公共下水道事業、農業集落排水事業以外の地区等において、計画的に合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ② 設置された浄化槽の適正管理に向け、管理者に対する啓発活動を推進します。

(4) 都市下水路

- ① 生活雑排水、又は雨水の排水路として布設されている都市下水路の適正管理に努めます。

■市民の役割

○公共下水道整備地区及び農業集落排水事業地区では、施設への接続に努めます。



多くの釣人でにぎわう丹生川。きれいな水環境を次の世代につなげていく。

4-5. 消防・防災

■現状と課題

東日本大震災をはじめとする国内外での地震や集中豪雨など、大規模災害の発生を通じて、安全・安心なまちづくりに対する人々の意識が急速に高まり、全国的に消防・防災体制の強化が強く求められています。昭和34年に建設された本市の現庁舎は、築50年以上が経過しており、老朽化が著しく、耐震診断においては、I s 値（構造耐震指標）が0.03と示され、耐震補強が困難との指摘を受けております。庁舎の改築にあっては事務所機能だけでなく、大規模災害時に避難所や災害対策活動の実施拠点となる防災センター、さらには市民の健康づくりの拠点となる保健センターも常設するなど早急な整備が必要となっております。

本市は、非常備消防として、平成27年4月現在、5分団・61部80班からなる消防団が組織されており、消防本部と互いに連携しながら消防活動等を行っています。

消防団においては、団員の確保や昼間の消防力の維持、施設・設備の更新が課題となっているほか、常備消防・救急についても、老朽化した施設・設備の整備や高齢化社会に伴い増加傾向にある救急ニーズへの対応が求められています。少子高齢化や市外に通勤する住民の増加など、社会経済情勢の変化に伴い、新規消防団員の確保が難しくなっており、消防団の再編に取り組んできました。

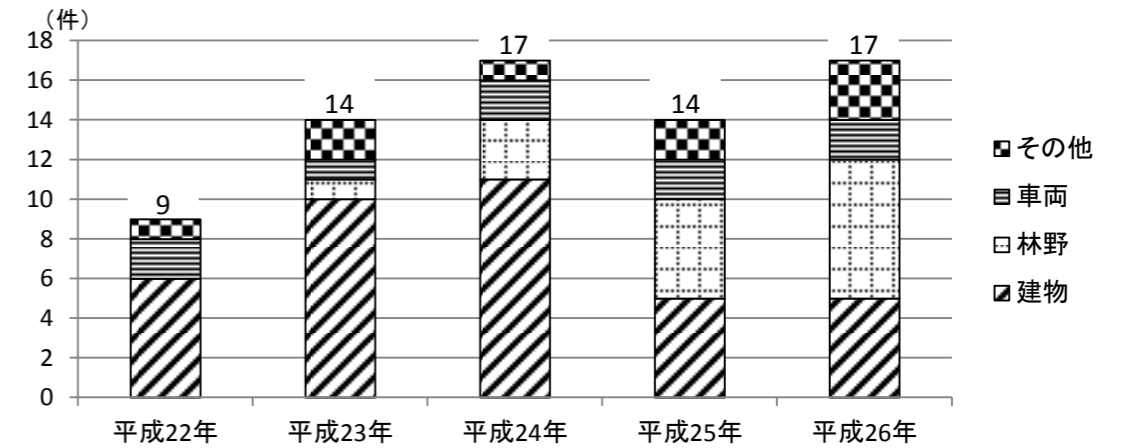
防災面については、地域防災計画を適宜見直しながら、自主防災組織の育成を行ってきたほか、ハザードマップ*の作成、防災訓練の実施等により、市民の防災意識の高揚に努めてきました。

また、平成27年度に市内全域に防災行政無線の整備を行ったところであり、先に整備したJアラートの自動起動装置により気象情報等を瞬時に市民へ伝達することが可能となり、災害時の情報収集伝達体制の強化を図っております。

今後は、地域防災計画等に基づき、特に重要性が増している地域における自主防災体制の充実をはじめ、行政と市民が一体となった防災体制の確立と、土砂災害等の自然災害に強いまちづくりを総合的に進めていく必要があります。

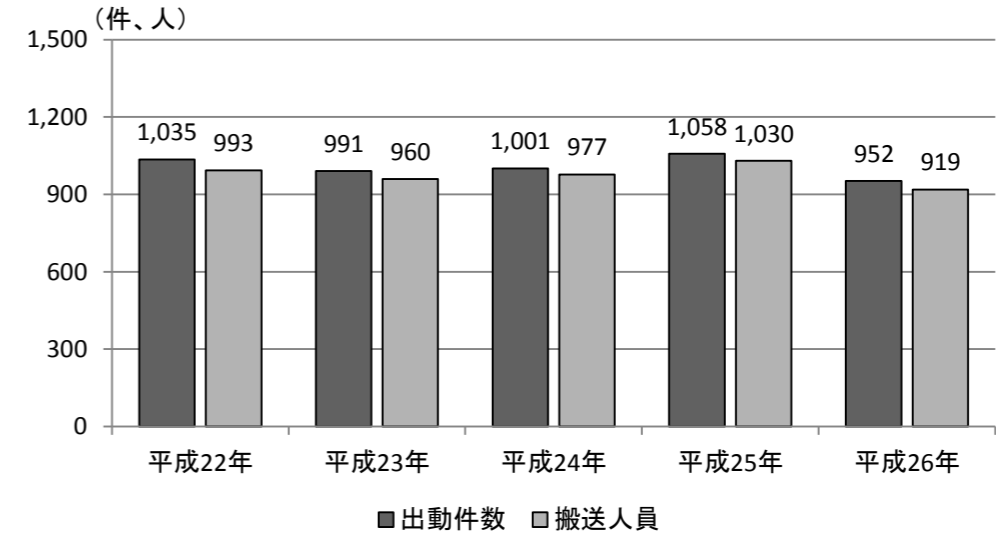
*ハザードマップ：災害に備えて取るべき対策や災害時における安全かつ的確な避難行動に役立つ情報を記載した地図。

火災発生件数



※大石田町含む（単位：件）
資料：尾花沢市消防本部

救急車出動件数



※大石田町含む（単位：件）
資料：尾花沢市消防本部

■主要施策

（1）消防団の充実推進

- ①社会経済情勢の変化により新規消防団員の確保が難しくなっており、消防力を補完するため、機能別消防団*の組織化、女性消防団員の入団を促すなど、団員の確保に努めます。
- ②効果的な研修・訓練の実施による団員の資質の向上を図ります。
- ③老朽化したポンプ車・車庫の整備など施設・設備の計画的更新を図ります。

*機能別消防団：昼夜を限定した活動や、特定の災害種別の活動など、役割を特化した消防団。

(2) 常備消防・救急体制の充実

- ①病院研修及び消防本部における効果的な研修・訓練等の実施により救急救命士及び救急隊員の資質向上を図ります。
- ②救急資機材や救急・消防車両等の更新など施設・設備の計画的更新を図ります。
- ③国、県の動向に対応し、近隣市町と協議を重ねながら、消防広域化への対応を検討します。
- ④救命率の向上に向け、応急手当・普通救命の普及啓発により、一人でも多くのバイスタンダー^{※1}の育成を図り、市民処置の増加を目指します。
- ⑤公共施設等の職員に対しAED^{※2}の操作研修を継続して実施していくほか、地域住民を対象とした研修会や、周知活動を行います。また、夜間や休日などいつでも使えるAEDの設置場所の検討を行います。

(3) 防火対策の推進

- ①耐震性貯水槽の設置、老朽化した消火栓の更新など消防水利の整備を計画的に進めます。
- ②防火対象物の消防設備整備と防火管理体制の強化に向け、査察の充実を図ります。
- ③広報活動を通じて、住宅用火災警報器等の普及を促進します。

(4) 総合的な防災体制の確立

- ①大規模災害時に防災拠点として市民の安全を守る、防災センター、避難所機能のほか、市民の健康づくりの拠点となる保健センター機能も付加した新庁舎を建設します。
- ②広報・啓発活動の強化や防災訓練の実施等を通じ、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ③あらゆる危機に迅速かつ適切に対応できる体制を庁内に構築するため、職員を対象としたマニュアルの整備や定期的な訓練、意識啓発の実施を図ります。
- ④災害時に住民に対して迅速かつ的確に情報を伝える防災行政無線を有効に活用し、住民の生命、安全の確保に努めます。
- ⑤災害発生時に備え、広域的な応援体制の充実を図るとともに、他自治体や地域間の物資提供や復旧対策に関する協力体制の強化に努めます。

※1 バイスタンダー：救急現場に居合わせた人で、救命士が到着するまでの間に応急手当を適切に行える人。

※2 AED：自動体外式心臓除動機。血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器。

(5) 地域防災体制の充実【☆総合戦略関連施策】

- ①地域防災の要となる自主防災組織について、その状況の把握に努め、防災士の育成や訓練、研修会を通じ、防災意識高揚を図ります。
- ②緊急通報システムを設置し、独居高齢者等世帯の安全・安心を確保します。
- ③災害時要援護者避難支援制度による支援者の登録を促進し、体制強化に努めるとともに、自主防災組織が行う要援護者支援の体制づくりを進めます。
- ④避難施設の整備点検や備蓄品の充実を図るとともに、非常時の対応等について、市民への周知・啓発を図ります。
- ⑤婦人防火協力班や少年消防クラブ等の活動を充実します。
- ⑥市内の集落等と市外の地域の連携による災害時相互応援協定の取組みを促進します。

(6) 住宅の耐震改修の促進

- ①尾花沢市建築物耐震改修促進計画に基づき、県と連携し、住宅・建築物所有者が耐震改修に取り組めるよう、環境の整備と必要な支援策を講じます。公営住宅（中ノ段住宅、長根下住宅）の耐震化診断は実施済みであり、民間住宅についても引き続き耐震化を促進します。

(7) 治山・治水対策の促進

- ①土砂災害や水害を未然に防止するため、県等関係機関との連携のもと、急傾斜地危険箇所や河川の整備を促進します。

(8) 武力攻撃事態等への対策の推進

- ①武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対処するため、国民保護計画に基づき、事態発生時の即応体制の整備等に関する取組みを推進します。

■市民の役割

- 火災の発生を防ぐとともに、消火訓練に参加します。
- 火災による被害を軽減するため、通報訓練に参加します。
- 災害の発生に備え、防災訓練等に参加します。
- 自主防災組織の活動に参加します。
- 火災や救急時に、お年寄りや身体の不自由な人の連絡、救助に協力します。

4-6. 交通安全・防犯

■現状と課題

交通事故は全国的に減少傾向にあります。高齢者の死亡事故の割合が高く、その安全対策の強化が求められています。

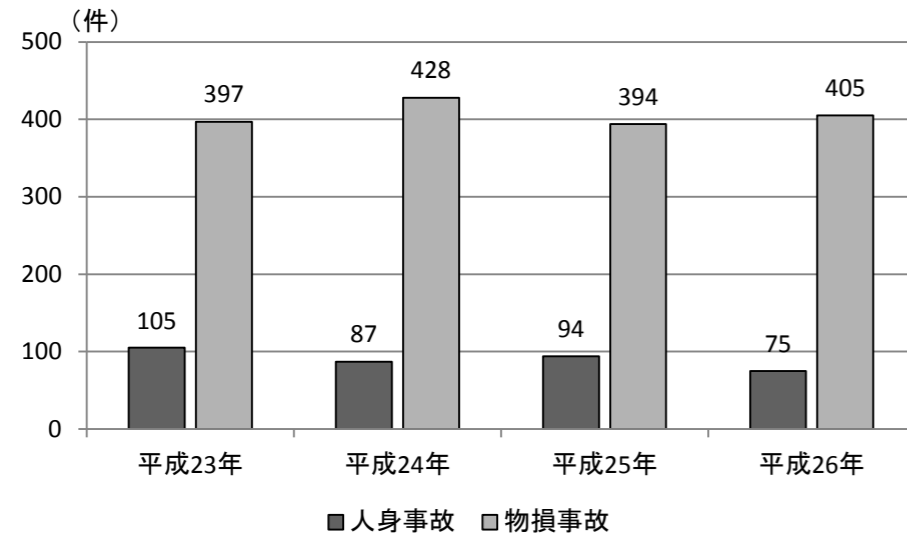
本市では、尾花沢警察署や交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、交通安全専門指導員による交通指導をはじめ、交通安全教育や啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めています。さらに、交差点などの危険箇所の点検を行い、交通安全施設の整備を進めています。

今後も、市民のだれもが、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、高齢者や子どもを中心とした交通安全意識の一層の高揚を図っていくとともに、交通安全施設の整備を計画的に進める必要があります。

また、本市では、尾花沢警察署や防犯協会等の関係機関・団体と連携し、防犯に関する広報・啓発活動の推進や自主的な防犯活動の促進、防犯灯の設置等を図り、犯罪の未然防止に努めているほか、各小学校に地域安全見守り隊を設立し、不審者対策や巡回活動が行われています。あわせて、尾花沢市通学路交通安全対策プログラムにより、子どもたちの安全な通学路の確保に努めています。

今後も、自分の身を自分で守る意識を一層高めるとともに、子どもから高齢者まで、事件や事故のない安全で安心して暮らせる明るい尾花沢市となるよう、学校や警察、行政等の関係機関が連携・協力し、犯罪の起こりにくい地域の見守り体制の継続に努める必要があります。

交通事故の推移



資料：尾花沢警察署

■主要施策

(1) 交通安全意識の高揚

- ①警察・学校・老人クラブなどと連携し、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた効果的な交通安全教育、広報・啓発活動を積極的に推進し、市民の交通安全意識の高揚に努めます。
- ②高齢者ドライバーの交通事故を防止するため、運転免許証の自主返納者数の増加を図るための事業を推進していきます。

(2) 交通安全施設等の整備

- ①国・県道の交通安全施設の整備充実や危険箇所の改善等を要請していきます。
- ②市道について、通学路や交通量の多い路線を中心に、カーブミラー等の交通安全施設の整備や危険箇所の改善を図ります。

(3) 防犯意識の高揚と地域安全活動の促進【☆総合戦略関連施策】

- ①関係機関・団体との連携のもと、広報・啓発活動を通じて市民の防犯意識の高揚を図ります。
- ②地域との連携のもと、地域安全活動の促進に努めます。

(4) 防犯灯の設置促進【☆総合戦略関連施策】

- ①夜間の犯罪防止と通行の安全性確保のため、各地区からの要望に対応し、必要箇所への防犯灯の設置を支援します。また、LED化を図り、夜間でも安心して歩ける明るいまちづくりに努めます。

■市民の役割

- 交通ルールを守り、交通事故防止に努めます。
- 地域での防犯活動に参加します。

4-7. 消費者対策

■現状と課題

近年、生活様式の変化や規制緩和等による商品・サービスの多様化に伴い、消費者トラブルの内容はますます複雑化、高度化してきています。

また、高齢者等をターゲットとした振り込め詐欺は、様々な啓発や対策にも関わらず増加しており、大きな社会問題となっています。

本市では、消費生活相談員を配置し、公民館などで交通安全対策とタイアップして「消費生活出張出前講座」を開き、被害の未然防止に努めているほか、関係機関と連携しながら、広報紙等を通じた情報提供などを行い、消費者対策を推進しています。

今後も、消費者自らがトラブルの未然防止や消費生活の安定・向上を図り、自立することができるよう、近年の環境変化を踏まえた啓発や情報提供の推進、相談体制の充実に努める必要があります。

■主要施策

(1) 消費生活に関する相談の充実

- ①消費生活上の様々なトラブルに適切かつ迅速に対応するため、消費生活相談員による相談の充実に努めます。

(2) 消費者への啓発等の推進

- ①高齢者や若年層を対象とした消費者教育の充実をはじめ、消費者生活情報や振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の未然防止に向けた呼びかけなど市民への啓発、情報提供を推進します。

■市民の役割

- 消費生活に関する知識の習得に努めます。
- 消費相談窓口を活用します。

第5章 人々が集う雪に強い都市基盤づくり

5-1. 土地利用

■現状と課題

土地は、あらゆる活動の共通の基盤であり、市民生活の向上や産業振興のためには、その高度かつ有効な利用が求められます。

本市は、山形市から北方約40kmの山形県北東部、村山地方の東端に位置し、東西約25km、南北約33kmと372.53km²の広さを有しています。

地勢は、東部及び南北地域は、奥羽山脈に連なる、比較的起伏に富んだ山地又は丘陵地からなり、北西部に広がる市街地は尾花沢盆地上に位置しており、台地、河岸段丘の発達が著しく、盆地面積の約60%が河岸段丘地形で占められています。

また、市域西端の市街地を中心に8.7km²が都市計画区域に指定されています。

地目別の土地利用状況をみると、山林が最も多く、次いで水田となっており、自然的土地利用が大半を占めています。

なお、近年は農地が減少し、宅地や道路等への土地利用転換が進むとともに、市街地や農村地域において、空き家、空き地及び耕作放棄地が発生しており、土地の有効活用に向けた取組みが課題となっています。

また、郊外のロードサイトにおける大規模小売店舗の出店に伴い、中心市街地の活性が求められています。

土地利用の状況（平成27年）

※1月1日現在
資料：市民税務課

